

過疎地域自立促進特別措置法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正

一 過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）の過疎地域の要件として新たに追加された人口要件及び財政力要件に該当する市町村について、過疎地域の市町村から除かれる基準として法第二条第一項に規定する政令で定める金額は、二十億円とすること。（第一条関係）

二 新たに追加された過疎地域の要件に係る財政力指数並びに人口減少率、高齢者比率及び若年者比率の算定方法を定めること。（第二条関係）

三 市町村の廃置分合等があった場合における新たに追加された過疎地域の要件に係る財政力指数の算定基準となる基準財政収入額及び基準財政需要額並びに人口の算定方法を定めること。（第四条関係）

四 法第十二条第一項第十七号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（電気事業及びガス事業を行う公営企業に係るものを除く。）とすること。（第六条第五項関係）

1 太陽光を電気に変換するための施設又は設備

2 風力を発電に利用するための施設又は設備

3 水力を発電に利用するための施設又は設備

4 地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

5 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

6 大気中の熱その他の自然界に存する熱（4及び5に掲げるものを除く。）を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

7 バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

8 バイオマスを原材料とする燃料を製造するための施設又は設備

五 法第十二条第一項第十八号の政令で定める施設として市町村立の幼稚園を追加するものとする。

（第六条第六項第八号関係）

六 法第三十条の政令で定める事業は、次に掲げる業務に係る事業とするものとする。 （第十条関係）

1 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であつて次に掲げるもの

（一） 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役

務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

(二) 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

2 1の業務に付随して行う業務であつて、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

## 第二 国有財産特別措置法施行令の一部改正

地方公共団体が過疎地域等において小学校、中学校等の用に供する施設について国の普通財産の無償貸付を受けることができる期限を延長するものとする。 (第一条第二項関係)

## 第三 総務省組織令の一部改正

自治行政局及び自治財政局財務調査課の所掌事務の特例の期限の延長を行うものとする。 (第四条

## 第二項・第十五条第三項関係)

## 第四 農林水産省組織令の一部改正

農村振興局の所掌事務の特例の期限の延長を行うものとする。 (第四条関係)

## 第五 国土交通省組織令の一部改正

都市・地域整備局並びに同局地方振興課、同局下水道部下水道事業課及び道路局地方道・環境課の所掌

事務の特例の期限の延長を行うものとする事。 (第三条・第八条・第十三条・第十八条関係)

第六 その他所要の改正を行うものとする事。

#### 第七 附則

一 この政令は、平成二十二年四月一日から施行するものとする事。ただし、第三から第五までの改正は公布の日から施行するものとする事。

二 所要の経過措置を定めるものとする事。